



収入印紙

保証契約書

岡山市（以下「甲」という。）と契約保証人
（以下「乙」という。）とは、次の条項により保証契約を締結する。

第1条 乙は、次の契約（この保証契約の締結後、当該契約が変更された場合は、変更後の契約をいう。）について、貸借人がその債務を履行しないときは、貸借人に代わって完了させるものとする。

- (1) 件名 岡山市公立幼稚園他自動体外式除細動器（AED）貸借
- (2) 貸借物件 貸借機器一覧（別紙）のとおり
- (3) 設置場所 岡山市内公立幼稚園50園、保育園37園及び認定こども園16園
- (4) 期間 契約締結日 から
令和7年7月31日 まで
- (5) 貸借人

- (6) 契約額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

第2条 乙は、貸借人が前条の契約による債務を履行しない場合に生ずる遅延損害金、違約金その他の損害金を貸借人と連帯して支払うものとする。

第3条 甲は、貸借人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し、業務を完了することを請求することができる。

- (1) 契約期間内又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の請求があった場合における貸借人及び乙に係る契約代金債権の帰属及び契約不適合責任は、次のとおりとする。

- (1) 貸借人が履行した部分に係る契約代金債権は、貸借人に帰属する。
- (2) 乙が履行した部分に係る契約代金債権は、乙に帰属する。
- (3) 貸借人及び乙は、契約不適合については、連帯してその責に任ずる。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長

印

契約保証人 乙 住所
氏名

印